

I 計画策定に当たって

第1節 計画策定の基本的な考え方

平成12年4月に創設された介護保険制度は、現在、サービス利用者が全国で約600万人に達し、着実に社会に定着してきました。

第9期計画期間中には、いわゆる団塊世代が75歳以上となる令和7年を迎えることとなります。本町においては、65歳以上人口は今後減少傾向が予想され、75歳以上人口は令和12年まで増加傾向が続き、要介護認定率や介護給付費が急増する85歳以上人口は令和22年頃まで増加傾向が続くことが見込まれています。

一方で、生産年齢人口は既に減少傾向にあり、令和7年には5割を切っていくことが見込まれています。

こうした長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、本町の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組内容や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となっています。

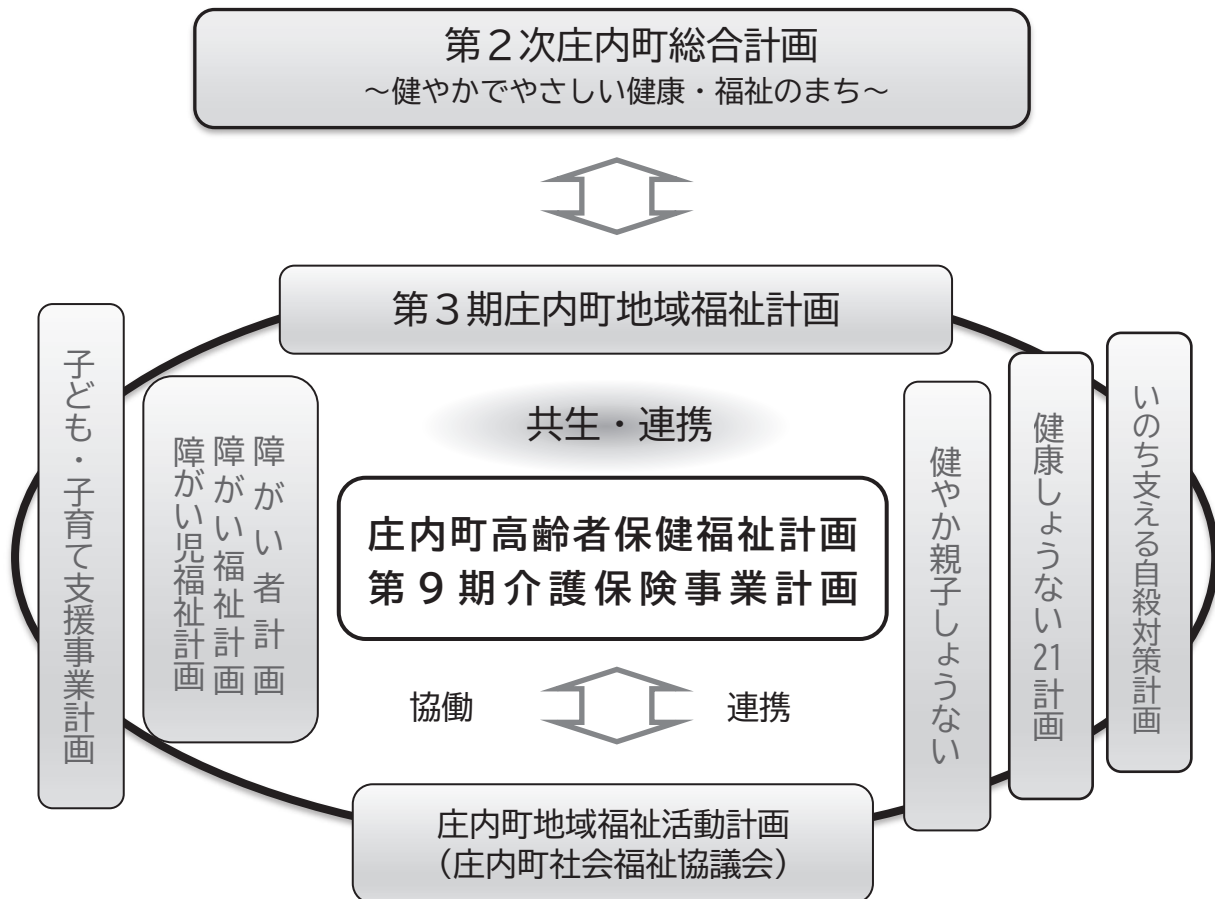
また、高齢単身世帯や85歳以上人口が増加する中で、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者など様々なサービスを必要とする要介護高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

障がいがあっても、子どもから高齢者まで住み慣れた地域で可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、地域共生社会の実現に向け、解決すべき課題への取組及び方向性を示すものとして、庄内町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画を定めます。

第2節 計画の位置付けと介護保険事業計画の基本指針の概要

1 計画の位置付け

【計画の位置付けイメージ図】



高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、基本的な指針を定めた最上位計画である「第2次庄内町総合計画」のもと「第3期庄内町地域福祉計画」の実現を図るため、高齢者の保健福祉における具体的な施策の展開内容を定めるものです。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、主な保健福祉事業の内容や利用見込み、供給体制の確保に関し必要な事項を定め、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき介護給付等のサービスや地域支援事業の内容、見込量など介護保険事業の安定した運営に向け必要な事項を定めるものです。

そして、「山形県老人福祉計画・山形県介護保険事業支援計画」「第8次山形県保健医療計画」「地域医療構想」「認知症施策推進大綱」等との整合性のとれた、施策展開を目指します。

2 介護保険事業計画の基本指針の概要

「介護保険事業支援計画の基本指針」とは国が定める介護保険事業に関わる基本指針で、いわば介護保険事業支援計画を策定する際のガイドラインです。3年を1期としてこの基本指針が策定され、市町村もこの指針に基づき計画を策定します。なお、全国介護保険担当課長会議で示された第9期介護保険事業計画の基本指針の概要は以下のとおりです。

【基本的考え方】

- 第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年(令和7年)を迎えることになる。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年(令和22年)を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる。

【見直しのポイント】

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

第3節 計画の期間

本計画は介護保険制度の第9期計画として、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします。

第4節 計画策定に向けた取組及び体制

本町では町の実情を踏まえ、町全域を1つの日常生活圏域に設定しています。

計画の策定に当たっては、「庄内町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）」及び「在宅介護実態調査」等を実施し、地域課題と在宅介護の実態把握を行っています。

これらを踏まえて保健、医療、福祉、地区組織の代表、学識経験者、公募の委員からなる「庄内町保健医療福祉推進委員会」に諮問し、意見を反映しています。

また、地域包括支援センターの体制及び機能強化については、関係機関の職員等から聞き取りなどを行って意見を集約し、「地域包括支援センター運営協議会」で協議をしています。